



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）	1
○公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）	2
○道路の区域の変更・3件（道路管理課）	2
○県道の供用の開始（道路管理課）	3
○公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	3
○土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）	3
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）	6
○市街地再開発組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）	6
○市街地再開発組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課）	6
○都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課）	7

公 告

○争議行為を行う旨の通知（労働政策課）	7
○開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	8
○開発行為に関する工事の完了（中部土木事務所）	8
○開発行為に関する工事の完了（八重山土木事務所）	8

病院事業局事項

○沖縄県病院事業局公舎管理規程の一部を改正する規程	9
---------------------------	---

労働委員会事項

○地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づく認定を廃止する告示	10
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定を廃止する告示	10

告 示

沖縄県告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市村越地区県営水利施設整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成31年3月11日から同年4月8日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があつたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市下地地内（上地中部地区）
 - 2 公共測量を実施した期間 平成30年11月26日から平成31年2月18日まで
 - 3 作業種類 公共測量（基準点測量）
-

沖縄県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成31年3月8日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石川仲泊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	恩納村字仲泊1169番58から 恩納村字仲泊1169番17まで	10.5m ~ 19.6m	6.8m
新	恩納村字仲泊1169番58から 恩納村字仲泊1169番17まで	10.5m ~ 11.5m	6.8m

沖縄県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成31年3月8日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満与那原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	糸満市字照屋棚川原803番1から 糸満市字照屋東原1271番3まで	9.5m ~ 11.4m	280.0m
	糸満市字照屋棚川原803番1から 糸満市字照屋東原1271番3まで	20.5m ~ 60.6m	280.0m
新	糸満市字照屋棚川原803番1から 糸満市字照屋東原1271番3まで	20.5m ~ 60.6m	280.0m

沖縄県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成31年3月8日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜南風見線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	竹富町字古見古見山1050番19から 竹富町字古見古見山1050番19まで	21.6m ~ 23.2m	33.0m
新	竹富町字古見古見山1050番19から 竹富町字古見古見山1050番19まで	22.2m ~ 48.8m	33.0m

沖縄県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成31年3月8日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 路線名 東風平豊見城線
- 2 供用開始の区間 豊見城市字上田345番3から豊見城市字保栄茂1084番4まで
- 3 供用開始の期日 平成31年3月8日

沖縄県告示第109号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 公共測量を実施した地域 名護市の一
部
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年2月15日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（境界測量）

沖縄県告示第110号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
三原(1)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原(2)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原中田(1)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原中田(2)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	図に示す区域		
三原中田(3)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(1)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(2)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(3)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(4)－1	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(4)－2	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(5)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(6)－1	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(6)－2	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(7)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(8)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(9)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(10)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(11)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(12)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原福地(13)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
志根垣(1)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
志根垣(2)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
志根垣(3)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
志根垣(4)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
志根垣(5)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
志根垣(6)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	図に示す区域		
朱呂義(1)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
朱呂義(2)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
朱呂義(3)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
朱呂義(4)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
朱呂義(6)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
朱呂義(7)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
朱呂義(8)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉陽福地(1)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉陽福地(2)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉陽福地(3)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉陽福地(4)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉陽福地(5)	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
三原209－A18－06	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三原209－A18－09	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三原209－A18－10	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三原209－B18－11	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三原209－B18－15	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三原209－B18－16	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三原209－B18－17	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三原209－B18－18	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三原209－B18－19	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三原209－B18－	名護市字三原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

20	図に示す区域		
三原209－B18－ 21	名護市字三原の区域のうち、次の 図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三原209－C18－ 23	名護市字三原の区域のうち、次の 図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第111号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 組合の名称 糸満市武富土地区画整理組合
 - 2 事務所の所在地 糸満市字武富16番地の1
 - 3 施行地区 糸満市字武富仲間田原、後原及び溝原の各一部
 - 4 事業施行期間 平成15年10月10日から平成35年3月31日まで
 - 5 設立認可の年月日 平成15年10月10日
 - 6 変更の内容 資金計画の変更及び事業施行期間の延長
 - 7 変更認可の年月日 平成31年2月27日
-

沖縄県告示第112号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 組合の名称 沖縄市山里第一地区市街地再開発組合
 - 2 事務所の所在地 沖縄市山里二丁目1番8号
 - 3 事業施行期間 平成27年4月21日から平成32年3月31日まで
 - 4 施行地区 沖縄市山里一丁目、山里二丁目、久保田一丁目及び諸見里三丁目の各一部
 - 5 設立認可の年月日 平成27年3月26日
 - 6 変更の内容 事業施行期間を「平成27年4月21日から平成31年3月31日まで」から「平成27年4月21日から平成32年3月31日まで」に変更する。
 - 7 変更の認可の年月日 平成31年2月27日
-

沖縄県告示第113号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 組合の名称 沖縄市山里第一地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 沖縄市山里二丁目1番8号
- 3 事業施行期間 平成27年4月21日から平成32年3月31日まで
- 4 施行地区 沖縄市山里一丁目、山里二丁目、久保田一丁目及び諸見里三丁目の各一部
- 5 設立認可の年月日 平成27年3月26日
- 6 変更の認可の年月日 平成31年2月27日

沖縄県告示第114号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第196号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 うるま市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年6月21日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 昭和48年沖縄県告示第196号、昭和52年沖縄県告示第160号、昭和53年沖縄県告示第179号、昭和53年沖縄県告示第321号、昭和55年沖縄県告示第455号、昭和59年沖縄県告示第777号、昭和60年沖縄県告示第645号、昭和62年沖縄県告示第830号、平成2年沖縄県告示第576号、平成4年沖縄県告示第650号、平成13年沖縄県告示第247号、平成19年沖縄県告示第215号、平成21年沖縄県告示第196号及び平成27年沖縄県告示第114号の事業地にうるま市石川東恩納崎を加え、うるま市石川東恩納崎原及び石川白溝原において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

沖縄県告示第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和60年沖縄県告示第133号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 うるま市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和60年2月8日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 平成21年沖縄県告示第197号、平成21年沖縄県告示第198号、平成21年沖縄県告示第199号及び平成27年沖縄県告示第595号の事業地にうるま市字天願後原、石根原、水玉栄原及び靈化原、字昆布後昆布原、喜舎原及び親田原、字宇堅栗原、新宇堅原及び西荒吹原、勝連南風原予備原、与那城屋平並びに与那城平安座西村内、東村内原、前田、下与佐次、上与佐次、粟国、仲程、赤平、下野尻、石川、上桃原、桃原、前桃原、浜崎及び下原を加え、うるま市字天願大神迫原、西津堅原、天願原、町原及び前原、字宇堅長作原、字田場金座原、河門原及び河具原、字前原前原及び幸崎原、字豊原安良原及び前原、字塩屋浜原及び与那崎原、字川田砂田原、字上江洲東原、亀甲原及び後原並びに勝連南風原釜尻及び赤吹において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成31年2月28日次のとおり通知があった。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

1 事件

- (1) 人材不足及び長時間勤務の改善並びに休暇及び休業制度の充実
- (2) 看護師の増員並びに勤務形態及び労働条件の改善
- (3) 時差勤務手当の新設及びその他手当の改善
- (4) 全職員の基本給を月額4万円以上引き上げ、及び定期昇給率を1.0パーセント以上引き上げるとともに、有期雇用嘱託員の賃金制度を改善すること。
- (5) 2019年夏季一時金の支給割合を全職員1.7か月とするとともに、一律22,000円を加算して支給すること。

2 期間 平成31年3月13日午前8時30分から争議解決の日まで

3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、糸満協同診療所、首里協同クリニック、浦添協同クリニック、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老人保健施設かりゆしの里、安謝高齢者複合施設、美里高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、生協ケアセンター、株式会社メディコープおきなわ、株式会社沖縄健康企画、こくら虹薬局、みさと虹薬局、うらそえ虹薬局及びまつお虹薬局

4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月8日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月26日 沖縄県指令土第543号、平成31年2月13日 沖縄県指令土第96号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市大平三丁目251番1ほか11筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市城間一丁目37番12号 医療法人八重瀬会 理事長 山内英樹
- 5 検査済証番号 平成31年2月26日 第4538号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月8日

沖縄県中部土木事務所長 真栄里嘉孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月21日 沖縄県指令中土第1858号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長東17番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長112番地メゾン丸仲105号 棚原盛孝
- 5 検査済証番号 平成31年1月21日 C第390号
- 6 工事完了年月日 平成30年10月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年3月8日

沖縄県八重山土木事務所長 勢理客武

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月22日 沖縄県指令八土第185号、平成31年1月21日 沖縄県指令八土第13号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字新川372番1、372番2、372番11、372番26、372番27、372番29、372番34、372番35及び372番36
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 福岡県朝倉市一つ木1148番地の1 株式会社ドックストアモリ 代表取締役 森信
- 5 検査済証番号 平成31年1月24日 Y第7号
- 6 工事完了年月日 平成31年1月23日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第1号

沖縄県病院事業局公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月8日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我那覇仁

沖縄県病院事業局公舎管理規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局公舎管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「資産管理規程」という。」を削る。

第2条第3号中「第3条第1項第4号」の次に「の規定」を加える。

第4条第2項中「前項の承認手続き」を「前項に規定する承認の手続」に、「「購入」は「借上げ」と、「1件又は1品の予定価格が7,000万円以上」は「予定価格にかかるわらず」」を「同条中「1件又は1品の購入予定価格が7,000万円以上の」とあるのは「予定価格にかかるわらず」と、「購入しようと」とあるのは「借り上げようと」と、「購入に」とあるのは「借上げに」」に改める。

第8条第1項中「第3項は」を「第3項を」に改め、同条第3項中「次に掲げる者」を「、次に掲げる者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 職員が所属する県立病院以外の県立病院に3月以内の期間を定めて勤務する職員

第8条第3項第4号中「必要と認めた場合」を「必要があると認めた者」に改め、同条第4項中「借上公舎」を「、借上公舎」に改める。

第9条第1項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「公舎管理者」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

第9条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかるわらず、前条第3項第3号の規定に該当する者については、前項の規定を適用して算出される1月当たりの入居者が負担する費用の額が5,000円を超える場合に限り、その超えることとなる額を徴収する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第4項から第6項までの規定は、平成31年3月8日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に、改正前の沖縄県病院事業局公舎管理規程（以下「改正前の管理規程」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後の沖縄県病院事業局公舎管理規程（以下「改正後の管理規程」という。）中相当する規定があるものは、改正後の管理規程の規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

3 改正前の管理規程の規定により公舎の入居の承認を受けて、現に入居している者に係る入居料及び入居者が負担する費用については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 公舎への入居及びその承認に関し必要な手續その他の行為は、この規程の施行前においても改正後の管理規程の規定の例により行うことができる。

5 前項の規定によりこの規程の施行前に公舎の入居の承認をした場合には、この規程の施行の日に改正後の管理規程第6条第1項の規定による入居の可否を決定したものとみなして、改正後の管理規程の規定を適用する。

6 前項の場合において、改正後の管理規程第7条第1項の入居指定の日は、この規程の施行の日とする。

労 働 委 員 会 事 項

沖縄県労働委員会告示第1号

昭和47年沖縄県地方労働委員会告示第3号（地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づく認定）は、廃止する。

平成31年3月8日

沖縄県労働委員会

会長 藤田 広美

沖縄県労働委員会告示第2号

平成22年沖縄県労働委員会告示第3号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定）は、廃止する。

平成31年3月8日

沖縄県労働委員会

会長 藤田 広美

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号